

法人名	法人番号	住所	指名停止期間	該当事項	指名停止理由
フジパスク株式会社	1010901010608	東京都世田谷区上馬4丁目2番5号	R7.6.20 ~ R7.10.19 (4ヶ月)	指名停止等措置要領 別表第2第5号 (独占禁止法違反)	<p>日精(株)、住友重機械搬送システム(株)、フジパスク(株)、IHI運搬機械(株)は、公正取引委員会により、令和7年3月24日、建設事業者が発注する特定地下式PS工事において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていた違反事業者、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者として公表された。</p> <p>当該事業者は建設事業者から特定地下式PS工事及び特定エレベーター方式PS設置工事の見積依頼があった場合には、それぞれ、当該確認申請図の記載内容から、確認申請図採用メーカーが各社のうちいずれの者であるかを確認した上で互いに連絡を取り合い、確認申請図採用メーカー以外の者から供給意欲が示されない限り、同確認申請図採用メーカーを供給予定者とし、供給予定者が提示する見積価格は、供給予定者が定め、供給予定者以外の者は、供給予定者から連絡のあった価格以上の見積価格を提示するなどにより、供給予定者を決定し、供給予定者が供給できるようにし、特定地下式PS工事及び特定エレベーター方式PS設置工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。</p> <p>このことから、令和7年3月24日、公正取引委員会は、上記の行為は、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反するものであるとして、当該事業者に対し、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。</p>

法人名	法人番号	住所	指名停止期間	該当事項	指名停止理由
関電ファシリティーズ株式会社	8120001126535	大阪府大阪市中央区城見1-3-7	R7.7.4 ~ R7.11.14 (3ヶ月 +6週間)	指名停止等措置要領 別表第2第13号 (建設業法違反)	関電ファシリティーズ(株)は令和6年12月19日 付けて建設業許可部局(大阪府)より以下の監 督処分を受けた。 ①当該事業者は大阪市内の複数の民間発注の 工事において、建設業法第26条第1項の規定に 違反し技術検定の受検に際し虚偽の実務経験 の証明を行うことによって不正に資格(1級電気 工事施工管理技士)を取得し、資格要件を満た さない者を主任技術者として工事現場に配置し たことが、建設業法第28条第1項第2号に該当す るとして大阪府より11日間の営業停止処分を受 けた。 ②当該事業者は平成30年8月23日、令和元年7 月10日、令和2年8月20日、令和3年8月12日及 び令和4年8月10日に行った、平成30年3月31 日、平成31年3月31日、令和2年3月31日、令和3 年3月31日及び令和4年3月31日を審査基準日と する経営規模等評価の申請において、建設業 法第27条の26第2項から第4項までの規定に違 反して、当該申請書及び添付書類に技術検定 の受検に際し虚偽の実務経験の証明を行うこと によって不正に資格(A氏にあっては1級電気工 事施工管理技士及び1級管工事施工管理技士、 B氏にあっては1級管工事施工管理技士)を取得 したため、当該資格が証する技術的能力を有さ ない両氏について当該資格が証する技術的能 力を有する者であるとの記載をしたことが建設 業法第28条第1項柱書に該当するとして大阪府 より指示処分を受けた。

法人名	法人番号	住所	指名停止期間	該当事項	指名停止理由
株式会社かんでんエンジニアリング	8120001062598	大阪市北区中之島6-2-27	R7.7.4 ~ R7.10.3 (3ヶ月)	指名停止等措置要領 別表第2第13号 (建設業法違反)	(株)KANSOテクノス、(株)かんでんエンジニアリング、関電プラント(株)は建設業許可部局(近畿地方整備局)より以下の監督処分を受けた。 当該事業者らは施工管理技術検定試験に係る実務経験において不正を行い、実務経験を充足しない者(以下「不適格者」)が資格を取得していたことが判明したため、令和6年7月3日に国土交通大臣より技術検定の合格取消が行われた。当該取消を受け、建設業法第31条に基づく報告を徴収した結果、不適格者を営業所の専任技術者として配置していたほか、不適格者を工事現場に主任技術者等として配置していくことが建設業法第28条第1項本文及び同項第2号に該当するとして、近畿地方整備局より指示処分及び22日間の営業停止処分を受けた。
関電プラント株式会社	5120001062485	大阪府大阪市北区本庄東2-9-18	R7.7.4 ~ R7.10.3 (3ヶ月)	指名停止等措置要領 別表第2第13号 (建設業法違反)	(株)KANSOテクノス、(株)かんでんエンジニアリング、関電プラント(株)は建設業許可部局(近畿地方整備局)より以下の監督処分を受けた。 当該事業者らは施工管理技術検定試験に係る実務経験において不正を行い、実務経験を充足しない者(以下「不適格者」)が資格を取得していたことが判明したため、令和6年7月3日に国土交通大臣より技術検定の合格取消が行われた。当該取消を受け、建設業法第31条に基づく報告を徴収した結果、不適格者を営業所の専任技術者として配置していたほか、不適格者を工事現場に主任技術者等として配置していくことが建設業法第28条第1項本文及び同項第2号に該当するとして、近畿地方整備局より指示処分及び22日間の営業停止処分を受けた。
大成産業株式会社	4420001005456	青森県青森市大字浜田字玉川262番地9	R7.7.4 ~ R7.10.3 (3ヶ月)	指名停止等措置要領 別表第2第3号イ (贈賄)	大成産業(株)の代表取締役及び同社社員は、秋田県が発注した道路補修工事及び道路・河川維持管理業務委託を巡り、同県職員が大成産業に対し下請けとして受注できるようにした見返りに現金を渡したとして、令和7年4月26日、秋田県警に贈賄の容疑で逮捕された。

法人名	法人番号	住所	指名停止期間	該当事項	指名停止理由
パナソニックマークティングジャパン株式会社	4120001016657	大阪府大阪市中央区城見2丁目1番61号	R7.7.18 ~ R7.10.17 (3ヶ月)	指名停止等措置要領別表第2第13号(建設業法違反)	①令和7年1月31日、パナソニックマークティングジャパン(株)は建設業許可部局(関東地方整備局)より以下の処分を受けた。 建設業法第26条第1項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置していたことが、同法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、22日間の営業停止処分を受けた。 ②建設業法第7条第2号及び建設業法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していたことが、同法第28条第1項本文に該当すると認められるとして、指示処分を受けた。
パナソニック環境エンジニアリング株式会社	3120901008457	大阪府吹田市垂水町3-28-33	R7.7.18 ~ R7.10.17 (3ヶ月)	指名停止等措置要領別表第2第13号(建設業法違反)	①令和7年1月31日、パナソニック環境エンジニアリング(株)は建設業許可部局(近畿地方整備局)より以下の処分を受けた。 建設業法第26条第1項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置していたことが、同法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、22日間の営業停止処分を受けた。 ②建設業法第7条第2号及び建設業法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していたことが、同法第28条第1項本文に該当すると認められるとして、指示処分を受けた。
パナソニックEWエンジニアリング株式会社	3120001089786	大阪府大阪市中央区城見2-1-61	R7.7.18 ~ R7.10.17 (3ヶ月)	指名停止等措置要領別表第2第13号(建設業法違反)	①令和7年1月31日、パナソニックEWエンジニアリング(株)は建設業許可部局(近畿地方整備局)より以下の処分を受けた。 建設業法第26条第1項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置していたことが、同法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、22日間の営業停止処分を受けた。 ②建設業法第7条第2号及び建設業法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していたことが、同法第28条第1項本文に該当すると認められるとして、指示処分を受けた。
株式会社ライムイシモト	6310001008212	長崎県諫早市貝津町2071-7	R7.8.7 ~ R7.11.6 (3ヶ月)	指名停止等措置要領別表第2第13号(建設業法違反)	(株)ライムイシモトは、建設業法に基づく経営事項等評価申請書において、水増しした完工工事高を計上し審査を受けた。このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和7年6月13日長崎県知事より45日間の営業停止処分を受けた。

法人名	法人番号	住所	指名停止期間	該当事項	指名停止理由
多野産業株式会社	4070001012471	群馬県藤岡市藤岡1858番地1	R7.8.8 ~ R7.11.7 (3ヶ月)	指名停止等措置要領 別表第2第10号 (公契約関係競売等妨害又は談合)	多野産業(株)の代表取締役は、令和6年6月ごろ、群馬県藤岡市が発注した公共工事の一般競争入札を巡り、非公開の最低制限価格を藤岡市副市長から入手したとして、令和7年5月13日、群馬県警察に官製談合防止法違反と公契約関係競売入札妨害の疑いで逮捕された。
株式会社グンエイ	8070001020842	群馬県太田市飯田町812	R7.8.8 ~ R7.11.7 (3ヶ月)	指名停止等措置要領 別表第2第10号 (公契約関係競売等妨害又は談合)	(株)グンエイ専務取締役及び関東建設工業(株)営業部長らは、群馬県桐生市が発注した新庁舎建設工事において、一般競争入札の条件が自社に有利になるように入札公告案を修正させたとして、令和7年6月19日、埼玉・群馬県警察合同捜査本部に公契約関係競売入札妨害の容疑で逮捕され、かつその後令和7年7月9日、さいたま地方検察庁に公契約関係競売入札妨害の罪で起訴された。
関東建設工業株式会社	-	群馬県太田市飯田町1547OT Aスクエアビル7F	R7.8.8 ~ R7.10.7 (2ヶ月)	指名停止等措置要領 別表第2第8号イ (公契約関係競売等妨害又は談合)	(株)グンエイ専務取締役及び関東建設工業(株)営業部長らは、群馬県桐生市が発注した新庁舎建設工事において、一般競争入札の条件が自社に有利になるように入札公告案を修正させたとして、令和7年6月19日、埼玉・群馬県警察合同捜査本部に公契約関係競売入札妨害の容疑で逮捕され、かつその後令和7年7月9日、さいたま地方検察庁に公契約関係競売入札妨害の罪で起訴された。
株式会社ヒロセ	5320001002330	大分県大分市大字玉沢689番地の3	R7.8.8 ~ R7.12.7 (4ヶ月)	指名停止等措置要領 別表第2第10号 (公契約関係競売等妨害又は談合)	(株)ヒロセの代表取締役及び取締役が、大分市が令和6年5月に行った除草業務委託の指名競争入札をめぐり、元大分市議会議員から複数案件の予定価格を聞いた上で入札に参加したとして、令和7年5月23日に公契約関係競売入札妨害の容疑で大分県警察に逮捕され、うち代表取締役が令和7年6月13日に大分地方検察庁に起訴された。
(株)ADKマーケティング・ソリューションズ	3010001035099	東京都港区虎ノ門1丁目23番1号	R7.9.5 ~ R7.11.4 (2ヶ月)	指名停止等措置要領 別表第2第5号 (独占禁止法違反)	(株)ADKマーケティング・ソリューションズは、公正取引委員会により、令和7年6月23日、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が発注する東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に関するテストイベント計画立案等業務等において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていた違反事業者として排除措置命令が行われた旨公表された。

法人名	法人番号	住所	指名停止期間	該当事項	指名停止理由
(株)小又建設	7420001011625	青森県上北郡七戸町字森ヶ沢59番地4	R7.9.5 ~ R7.10.4 (1ヶ月)	指名停止等措置要領 別表第2第15号 (不正又は不誠実な行為)	(株)小又建設の取締役副社長が、福島県耶麻郡磐梯町の太陽光発電所の造成工事で発生した木くず約56.3トンを敷地内に不法に投棄したとして、令和7年7月2日、猪苗代警察署に廃棄物処理法違反の疑いで逮捕された。
大館桂工業(株)	4410001005936	秋田県大館市御成町3丁目7番17号	R7.9.5 ~ R7.10.4 (1ヶ月)	指名停止等措置要領 別表第2第15号 (不正又は不誠実な行為)	令和4年5月27日、下請として入場した秋田県鹿角市の解体工事現場で、脚立を使用しダクトの解体作業をしていたところ、脚立から転落する災害が発生したことについて、大館桂工業株式会社の現場代理人ほか2名は、元請事業者である株式会社石川組の現場代理人と共に虚偽の内容の労働者死傷病報告書を大館労働基準監督署に提出した。このことにより、令和7年4月21日に労働安全衛生法違反の疑いで書類送検され、令和7年6月24日、大館桂工業株式会社に対し罰金20万円、現場代理人ほか2名に対し罰金10万円の判決が確定した。
(株)石川組	9410001006541	秋田県鹿角市十和田大湯字中田1番地の3	R7.9.5 ~ R7.10.4 (1ヶ月)	指名停止等措置要領 別表第2第15号 (不正又は不誠実な行為)	令和4年5月27日、秋田県鹿角市の解体工事現場で、下請事業者である大館桂工業株式会社の労働者が脚立を使用しダクトの解体作業をしていたところ、脚立から転落する災害が発生したことについて、元請事業者である株式会社石川組の現場代理人は、下請事業者の現場代理人と共に虚偽の内容の労働者死傷病報告書を大館労働基準監督署に提出した。このことにより、令和7年6月24日、株式会社石川組の現場代理人に対し罰金20万円の判決が確定した。
(株)緑研	4330001001662	熊本県熊本市東区佐土原1-16-37	R7.9.19 ~ R7.10.18 (1ヶ月)	指名停止等措置要領 別表第2第15号 (不正又は不誠実な行為)	(株)緑研の代表取締役が、2020年9月期の確定申告で、架空の外注費を計上するなどして所得約1億3500万円を隠し、法人税と地方法人税計約3300万円を免れたとして、令和7年7月18日、熊本地方検察庁に法人税法違反の罪で起訴された。